

北海道における林業労働力の確保の促進に関する基本計画（素案）の概要

第1-1 趣旨

林業労働力の育成・確保を総合的に推進

第1-2 計画期間

平成29年度～平成33年度

第2 林業経営及び雇用の動向

- 1 森林・林業情勢
 - 人工林の蓄積の増加が顕著で本格的な利用期、伐採量の9割が人工林、自給率約6割。
 - 人工林主体の木材有効利用の求め、地方創生を図るための成長産業化の期待、CLT等需要拡大につながる変化、道森林づくり条例・森林づくり基本計画改正
- 2 事業主の現状
 - 504事業主のうち約7割が中小・零細な経営。高性能林業機械の稼働率47.4%、素材生産性7.5㎡/人日、認定事業主182、登録事業体767、中核森組47。
- 3 雇用管理の現状
 - 就労長期化が進み通年雇用者は49%と改善傾向も、他産業に比べ低水準。
 - 林業労働災害の死傷年千人率は22.6%と低下傾向も、全産業平均の約8倍と高水準。
- 4 労働力の動向
 - 林業労働者は平成17年度を底に増加。造林と種苗生産を担う労働者は減少傾向。
 - 60歳以上の割合は依然として高いが、39歳以下の割合10年間で6ポイント増。
 - 新規参入者の約2割が年度内に離脱。多くは通年雇用を希望、若年層はワークライフバランス重視。
- 5 対策の現状・課題
 - 改善傾向が見られる一方、解決すべき課題の存在に加え、道内では労働力不足が深刻。
 - 林業も労働力を安定的に確保し定着を図るため魅力ある仕事への転換が必要。

第3 基本方針

- 1 林業労働者の育成・確保
 - 新規就業者確保の取組、雇用管理体制充実強化、就業条件整備
 - 研修制度の充実、キャリア形成支援による新規参入者の確保・定着
- 2 労働安全の向上
 - リスクアセスメント導入や機械化などによる労働安全衛生対策の充実強化
 - 伐木作業等における労働安全衛生教育の強化
- 3 林業事業体の経営体質の強化
 - 施業の集約化や効率的な作業システムの導入などによる生産性向上と低コスト化
 - 専門的かつ高度な知識・技術を有する林業労働者などの育成・確保
 - 通年雇用化の促進や事業体登録制度活用による経営力の向上

第4 事業主が行う目標

- 1 林業労働者の育成・確保
 - (1) 新規参入者の確保
 - (2) 雇用管理体制の確立
 - (3) 労働条件の改善
 - (4) 教育訓練の充実
 - (5) 熟練労働者の活躍の推進
 - (6) 林業労働者のキャリア形成支援
- 2 労働安全の向上
- 3 林業事業体の経営体質の強化
 - (1) 林業事業体の経営体質の強化
 - (2) 生産性の向上と事業量の安定的確保
 - (3) 通年雇用化の推進

第5 林業労働力確保促進の施策

- 雇用管理の改善及び事業の合理化に取り組む認定事業主に対する支援を重点的、積極的に行う。
- 支援は、国、道、市町村及び森林整備担い手支援センター等が連携し、事業主等の理解と協力のもと推進。
- 1 林業労働者の育成・確保を図るための施策
 - (1) 新規参入の普及啓発
 - 支援センター的確な情報収集などによる相談体制の充実
 - (2) 新規参入者の確保・定着
 - 「緑の雇用」事業の普及促進、基礎的知識・技術・技能の習得研修の実施
 - 業界相談会等によるマッチングや林業の魅力発信
 - 新規参入者の就業準備に必要な資金の無利子貸付や一部償還免除
 - (3) 雇用管理の体制充実と明確化
 - 雇用管理者の選任、雇用管理の文書交付の徹底、雇用管理研修等の受講促進
 - (4) 労働条件の改善
 - 一時金による長期就労の促進、労働環境改善のための設備等導入、自走式機械などによる造林作業の軽労化
 - (5) 技術・技能の向上
 - 技術・技能継承や地域の実情に応じた研修実施、キャリア形成研修等の受講促進
 - 2 労働安全の向上を図るための施策
 - 安全巡回指導、道の調査による再発防止の指導徹底、リスクアセスメントの徹底、高性能林業機械安全操作研修の実施
 - チェーンソーに起因する事故や障害防止対策、熱中症予防対策、シカ期等の安全対策、ヒゲマや蜂などによる危険防止対策
 - 3 林業事業体の経営体質の強化を図るための施策
 - (1) 林業事業体の経営体質の強化
 - 事業体登録制度活用による経営力向上と適切な森林施業や労働安全衛生管理に努める事業体育成、森林組合の経営の健全化、中核森林組合の育成・振興
 - (2) 改善計画の認定・推進
 - 認定事業主に対する支援、改善計画の着実な実行推進
 - (3) 生産性の向上
 - 効率的な作業システムの構築、森林作業道作設かトラクタの育成
 - (4) 事業量の確保
 - 提案型施業の普及、林地台帳などを活用した施業集約化の推進、森林施業プログラムの育成
 - (5) 通年雇用化の促進
 - 木質が木材需要に対応した林地未利用材の搬出促進、異業種連携等による年間を通じた仕事確保の取組

第6 その他林業労働力確保事項

- 1 支援センター役割と運用益の活用
 - ～ 支援センターを中心に支援策を実施、低金利による運用益減少を受けた財源の有効活用のため、事業見直しなどの検討
- 2 山村地域の活性化及び定住環境整備
 - ～ 計画的な森林整備、着実な森林資源循環利用による就業機会創出、地域が一体となり生活環境をととのえ定住を促進
- 3 森林・林業や林業労働に対する理解促進
 - ～ 木育活動などを通じ小さな頃から理解を深め、林業や山村地域の魅力を広く発信